

足寄町いじめ防止基本方針

～子どもの心身ともに健全な成長のために～



平成26年10月策定
平成28年12月（改定）
平成29年10月（改定）
平成30年 2月（改定）
令和 3年 2月（改定）
令和 5年 6月（改定）

足寄町教育委員会

目次

目次	1
I はじめに	2
1 足寄町いじめ防止基本方針の目的	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの内容	2
4 いじめの要因	3
5 いじめの解消	4
6 足寄町いじめ防止基本方針の基本理念	5
II いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
1 いじめの未然防止	6
2 いじめの早期発見	7
3 いじめの早期対応	8
4 学校・家庭・地域・関係機関との連携	8
III いじめの防止等のために町が実施する施策	9
1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等	9
2 教育委員会が取り組む施策	10
3 いじめの早期発見	11
4 いじめの早期対応	12
5 学校・家庭・地域・関係機関との連携	12
6 学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援	13
7 重大事態への対処と教育委員会による調査	13
8 その他	14
重大事態への対応	15
	16

足寄町いじめ防止基本方針

I はじめに

児童生徒が心身ともに健やかに成長していくことは社会全体の願いです。その実現のため、児童生徒が安心して生き生きとした生活ができる環境づくりが必要です。

児童生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるいじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生命や身体及び児童生徒の尊厳に重大な危険が生じることもあり、社会問題となっています。

このような中、平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」、平成26年8月に策定された、「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、「足寄町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という）を策定しました。

以下の「足寄町いじめ防止基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

1 足寄町いじめ防止基本方針の目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあります。児童生徒の尊厳を保持するため、いじめ防止等の対策に関し基本となる方針を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。なお、「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒をさし、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※いじめ事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大な
いじめ事案については、警察への相談又は通報を行う。

想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。 など

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会 等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

4 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していること

が明らかになっている。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起これる。

- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「児童生徒」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起これる。

5 いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいること。

・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 足寄町いじめ防止基本方針の基本理念

「いじめの芽はどの児童生徒にも生じるという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する」など児童生徒の発達段階に応じて望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

足寄町においては、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と町及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識を持ち、毅然とした態度で取り組むとともに、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるもの」という共通認識の下、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むものとする。

また、いじめの定義から除かれていた「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

さらに、いじめが解消に至るまで被害児童生徒への支援を継続することを徹底するために、いじめの「解消」の判断基準は、被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。

1 いじめの未然防止

- (1) いじめの問題を根本的に克服していくためには、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるもの」との認識を持って、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。
- (2) 全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくっていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を全教職員で養うことが必要である。
また、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合えるよう指導を工夫したり、勇気をもって教職員へ報告するなど、いじめをやめさせるための行動をとることの大切さを伝えることも必要である。
- (4) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- (5) 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。そのため、学校・家庭・地域と一体となって取組を推進する普及啓発が必要である。
- (6) 幼児期の教育において、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を促す。

- (7) 発達障がいを含む障がいのある児童生徒や「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
- (8) 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのない細心の注意を払う必要がある。

2 いじめの早期発見

- (1) いじめは、早期に発見することで早期解消につながることから、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。
- (2) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識することが重要である。ささいな「けんか」や「ふざけ合い」等の兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することが必要である。
- (3) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査（児童生徒を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてのアンケート調査等）や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。
- (4) 早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。
- (5) 具体的ないじめの態様
- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ④ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ⑤金品をたかられる
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

3 いじめの早期対応

- (1) いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を迅速かつ組織的に行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携が必要である。
- (2) 教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。また、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行う学校としてのいじめ対策組織の整備を行い、学校として情報共有を進めておくことが大切である。
- (3) 各教職員は、学校の定めた方針等に沿っていじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

4 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- (1) 地域全体で児童生徒を温かく見守り、健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域・関係機関との連携が必要である。
また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校だけでなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携・協働する体制を構築することが必要である。
- (2) 子どもの教育については、保護者の責任が最も大きい。規範意識などを養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要である。
また、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた児童生徒の現状についての情報の共有を行い、共通理解のもと連携し協働で取り組むように努めることが必要である。
- (3) 児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、地域の取組などに積極的に参加する機会をつくることも重要である。
- (4) 学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携が必要である。
また、日頃から学校や教育委員会と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが重要である。

Ⅲ いじめの防止等のために町が実施する施策

1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等

(1) いじめ防止基本方針の策定及び見直し

町は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「町基本方針」を策定し、教育委員会ホームページ等において公表・周知するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、地域の実情に即して適切に機能しているかをPDCAサイクルを活用し定期的に点検し、必要に応じて内容の見直しを行うこととする。

(2) 組織の設置等

① いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」の設置について、町では「足寄町子ども家庭支援ネットワーク協議会」（平成18年3月22日施行）をもってこれに充て、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図る。

② いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関

ア いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、教育委員会と「足寄町子ども家庭支援ネットワーク協議会」との円滑な連携の下に、「町基本方針」に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため教育委員会に附属機関として「足寄町いじめ・不登校対策会議」を設置する。「足寄町いじめ・不登校対策会議」において必要に応じて調査を行うほか、いじめ防止等のための調査研究や、第三者機関として当事者間の関係を調整するなど問題の解決を図る。

イ 「足寄町いじめ・不登校対策会議」は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態（生命、心身又は財産に重大な被害）が発生した場合の調査組織を兼ねるものとし、組織の構成も調査を前提として学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とする。また、公平性・中立性の確保に努め、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

いじめの重大事態の意味とは例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定される。

③ 重大事態の再調査を行う町長の附属機関等

いじめ防止対策推進法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第三者による附属機関等を設けて適切に調査（再調査）を行うものとする。

2 教育委員会が取り組む施策

(1) いじめの未然防止

- ① 児童生徒や保護者、教職員の悩みや不安を解消するため、教育委員会関係者を各学校に派遣するとともに、専門的知識を有する相談員等による町内全域を対象とする通報及び相談を受け付ける体制を整備し、相談しやすい体制の充実を図る。
- ② いじめの防止に向けて「標語」等の募集など、各学校における多様な教育活動や児童会及び生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組の支援に努める。
- ③ 命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の大切さなど、児童生徒の人権意識の向上を図るため、各学校において人権に関わる学習を開催するための支援を行う。
- ④ 児童生徒の規範意識の向上を図るため、警察と連携して非行防止に関する教室の開催を支援する。
- ⑤ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動を充実させる。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実させる。
- ⑦ 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- ⑧ 挨拶や言葉づかい、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを児童生徒一人一人が共有し高め合う集団づくりに努め、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を支援する。
- ⑨ 全ての児童生徒の状態や学級・学校全体の様子を把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度等の調査を行い、分析し活用を図るよう支援をする。

- ⑩ いじめ防止等のための教職員の対応力の向上を図るため、「いじめ・不登校等対策研修会」の実施など、各学校の生徒指導担当者をはじめとした教職員対象の研修を実施するとともに、各学校における校内研修の充実を図るよう支援する。
- ⑪ 各学校においてPTAや関係機関と連携の下、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する情報教育の研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るよう支援する。また、家庭における使用のルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。
- ⑫ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関わる相談機関等について必要な啓発活動を行い、周知徹底を図る。
- ⑬ 各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め、取組状況等を点検するとともに必要に応じて学校に対する取組の改善・充実を促すなど、適切な指導・助言を行う。
- ⑭ 児童生徒同士がいじめの問題に自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
- ⑮ 幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の児童と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取り組みを支援する。
- ⑯ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑰ 保護者が、法令及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援をする。
- ⑱ いじめの防止等のために必要な事項や対策の実施状況についての調査研究及び検証について、国や北海道の調査研究結果を、いじめの防止等の対策に活用する。

3 いじめの早期発見

- (1) いじめの実態把握や早期発見、早期対応等を図るため、町内全校の児童生徒に対し、北海道教育委員会が定期的に年2回実施する、いじめアンケート調査を実施するなどいじめの実態把握の取組状況について把握する。
- (2) 教育委員会において、保護者、教職員がいじめに係る相談ができるよう、生涯学習推進アドバイザーによる教育相談を実施するとともに、相談窓口の周知を行う。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、北海道教育委員会が実

施するネットパトロールに加え、町においてもネットパトロールを行うなど、定期的なネット巡視を行い、不適切な書き込み等を発見した際は削除を依頼するなど、学校と連携・協力して適切な対応を図る。

4 いじめの早期対応

- (1) 町基本方針を踏まえ、学校に対して、いじめの早期解消に向けた迅速な対応等に関し、必要な指導・助言を行う。
- (2) いじめが発生した場合には、状況に応じて教育委員会職員を当該校に派遣するなどの必要な支援のほか、聴き取りやアンケートによる調査、教育委員会の附属機関を活用した調査等を行うとともに、学校と連携・協力して、いじめの解消に向けた迅速な対応を進める。
- (3) いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、教育上必要があると認めるときは教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒に出席停止を命ずる等、適切な対応に努める。
- (4) いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応を行うため、学校相互間の連携・協力体制の調整を行いながら、いじめの解消に向けた対応を進める。
- (5) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、教育委員会規則で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。
また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- (6) いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

5 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- (1) 子どもの教育については、保護者の責任が最も大きいことから、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行う。そのためには、学校と家庭との連携が重要であることから、学校におけるPTAや地域の関係団体等との取組の支援に努める。
- (2) より多くの大人が児童生徒と関わり、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、挨拶をはじめ地域全体で児童生徒の様子を見守る。また、地域からの情報を受け止め、共有化を図るため民生委員や児童館、学童保育、福祉関係、自治会等との連携に努める。
- (3) 警察との連携体制の構築を図るとともに、生徒指導担当教諭による学校相互間及

び警察や民生委員との情報共有を図るため、必要に応じ「生徒指導連絡協議会」を開催する。

- (4) 不登校となった児童生徒の居場所づくりや学校復帰に向けた支援に取り組むため、学校適応指導教室「いきいきクラブ」を運営する。
- (5) 警察、福祉課、児童相談所などの関係機関との密なる連携を図るため、日頃から担当者間での情報交換や連絡会議の開催などを進める。

6 学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援

学校評価及び教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たり、適切に評価するための必要な指導・助言を行うとともに、いじめの防止等に適宜・適切に取り組むことができるようにするため、学校運営の改善を支援する。

7 重大事態への対処と教育委員会による調査

(1) 重大事態の意味

- ① いじめ防止対策推進法第28条第1項及び第2項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒等の状況に着目して判断する。

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが該当する。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・ 「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

ウ いじめの重大事態については、「北海道いじめ防止基本方針」や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

エ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、これを町長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

いじめ防止対策推進法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに同種の事態発生の防止に資するために行う。調査の主体は、学校又は教育委員会が行うこととし、事案の特性等を踏まえ、その判断は教育委員会が行う。

(4) 調査を行う組織

調査を行う組織は、学校にあつては「学校いじめ対策委員会」が、教育委員会にあつては「足寄町いじめ・不登校対策会議」が行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、「いつ、誰から行われ、どのような様態であつたか、いじめを生んだ背景や児童生徒等の人間関係にどのような問題があつたか、学校や教職員がどのように対応したか」の事実関係を、可能な限り明確にする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他訴訟への対応を直接目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

(6) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒等やその保護者に対して、調査により明らかになつた事実関係について説明するとともに、町長へ報告する。

(7) 調査の報告を受けた町長による再調査及び措置

いじめに係る重大事態の調査結果の報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。町長が再調査を行った場合は、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を町議会に報告しなければならない。

8 その他

教育委員会は、町基本方針が実情に即しているかどうか適宜点検し、必要に応じて見直しを図るものとする。

重大事態への対応 (足寄町教育委員会)

●学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について教育委員会自ら必要な調査を行う。

●学校から重大事態発生の報告 (教育委員会から町長へ報告)

【重大事態】(法第28条)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
※1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合 (自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
 - ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

●教育委員会が重大事態の調査を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

 教育委員会において調査を実施

●教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置

足寄町いじめ・不登校対策会議 ～いじめ防止対策推進法第14条第3項

(委員会構成者～弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等)

- 教育委員会調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 調査結果を町長に報告
- 調査結果を踏まえた措置

●町長による再調査

- いじめ防止対策推進法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第三者による附属機関等を設けて適切に再調査を行うものとする。

調査結果に対する町長による再調査（第三者機関）

調査結果報告



町議会

情報提供



児童生徒・保護者